予防接種事務の特定個人情報保護評価での主な定義・用語

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）

特定個人情報保護に関する規則（番号法第27条第1項及び第2項の規定に基づき、番号法を実施するために定めた。以下「既読」という。）

特定個人情報保護評価指針（特定個人情報保護委員会が番号法第26条第1項に基づく。以下「指針」という。）

No.	よみ	用語	定義・説明
1	きそこうもくひょうかしょ	基礎項目評価書（規則第2条第1号）	行政機関の長等（評価実施機関）が指針で定めるところにより、番号法第27条第1項第1号から第4号までに掲げる事項を評価した結果を記載し、または記録した書面または電磁的記録
2	ぎょうせいきかん	行政機関等（指針第2の2）	評価実施機関のうち、行政機関の長、独立行政法人等、地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者（規則第2条第3項に規定する地方公共団体を除く）
3	ぎょうせいてつづきにおけるとくていのこじんをしきべつするためのばんごうのりようとうにかんするほうりつ	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	平成25年法律第27号、国民及び法人に個人番号、法人番号を割り当て、この利用等に関して必要な事項を規定した日本の法律。特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に 係る制度改正が目的 通称は、番号利用法、番号法、マイナンバー法 所管官庁は、デジタル庁
4	こうきんうけとりこうざ	公金受取口座	マイナンバーとともに国に登録しておき、給付金等の支給を受ける際に利用を申し出ることができる口座
5	こうきんうけとりこうざとうろくせいど	公金受取口座登録制度	金融機関に持つ預貯金口座を一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に登録する制度
6	こじんじょうほう	個人情報（番号法第2条第8項）	生存する個人を特定することができる情報
7	こじんじょうほうふぁいる	個人情報ファイル（番号法第2条第4項）	行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第4項に規定する個人情報ファイルであって独立行政法人等が保有するものまたは、個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政機関等以外の者が保有するもの
8	こじんじょうほうほごいいんかい	個人情報保護委員会	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき設置された合議制の機関。 個人情報（特定個人情報を含む）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された独立性の高い機関 委員会は、その評価を行う際の内容や手続を定めた指針の作成や、国の行政機関等が作成した特定個人情報保護評価書の承認等を行う
9	こじんじょうほうほごほう	個人情報保護法	2005年（平成17年）4月1日に全面施行、個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）の設置など、個人情報の保護と有用性の確保に関する制度
10	しすてむようふぁいる	システム用ファイル（指針第2の10）	電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、要件定義、基本設計、プログラミング及びテストの段階を経て、運用に供される電気情報処理組織で保有される特定個人情報ファイル
11	じゅうてんこうもくひょうかしょ	重点項目評価書（規則第2条第2号）	番号法第27条の第1項各号に掲げる事項を評価した結果を記載し、または記録した書面又は電磁的記録（行政機関等においては番号法第27条第4項及び規則第8条の規定、地方公共団体においては、規則第7条第6項の規定に基づく公表の対象となるもの）
12	じゅうようなへんこう	重要な変更	特定個人情報ファイルに対する重要な変更（規則第 11 条に規定する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるもの）とは、指針に定められている重要な変更の対象である記載項目に対しての変更を指す 具体的には、特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲、特定個人情報の使用の目的、特定個人情報の突合、リスク対策（ただし、重大事故の発生を除く）など、指針の別表に記載されている、重点項目評価書と全項目評価書の中のいくつかの項目の記載内容に限られる
13	じゅだいじこ	重大事故（指針第2の6）	評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う個人情報を漏えい、滅失または棄損した場合であって、故意によるまたは当該個人情報の本人（個人情報によって識別される特定の個人であって、当該評価実施機関の従業員を除く）の数が101人以上のもの（配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに記載ない事由によるものを除く）
14	じょうほうていきょうねっとわーくしすてむ	情報提供ネットワークシステム	個人番号（マイナンバー）と関連付けられた個人情報を関係機関の間でやり取りするためのコンピュータネットワークによる情報システムで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第21条第1項の規定に基づいて、総務大臣が設置・管理する 行政機関が管理する個人情報を他の行政機関等がオンラインで照会できるようにするシステム

No.	よみ	用語	定義・説明
15	じょうほうれんけい	情報連携（指針第2の5）	行政機関の長等の間の情報提供ネットワークシステムを使用する特定個人情報の提供の求めまたは提供
16	しょめいようでんししょうめいしょ	署名用電子証明書	e-Taxの電子申請などインターネットを使って電子文書を作成・送信する際に利用する 作成・送信した電子文書が、利用者が作成した真正なものであり、利用者が送信したことを証明できる 署名用電子証明書には、氏名、住所、生年月日、性別の情報が搭載されているため、結婚や転居などで氏名や住所に変更があるといったん失効する 15歳未満や成年被後見人は、証明用電子証明書は取得できない
17	そのたのでんしふぁいる	その他の電子ファイル（指針第2の11）	電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、システム用ファイル以外のもの
18	ちほうこうきょうだんたい	地方公共団体等（規則第2条第3号）	行政機関の長等（評価実施機関）のうち、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人
19	ちほうこうきょうだんたいじょうほうしすてむきこう	地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構法に基づく法人で、2021年9月1日に、国と地方公共団体が共同して運営する法人となった（略称はJ-LIS） 住民基本台帳ネットワークシステム、自治体中間サーバー・プラットフォーム、公的個人認証サービス、コンビニ交付サービス、マイナンバーカードの発行・更新等に関する各システムの運用を担っている
20	ちゅうかんさーばー	中間サーバー	自治体は、保有しているシステムに個人情報を保存・管理しており、情報の照会依頼があった場合に情報提供を行う このとき提供する情報を保管し、インターフェイスシステムと業務システムとの中継を行う機能を有するサーバー
21	でじたるちょう	デジタル庁	デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助け、その行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを目的として、2021年9月1日に発足した国の行政機関 それまでの政府におけるデジタル戦略は、内閣官房IT総合戦略室が所管してきたが、デジタル庁は、その発展的な新組織体と位置づけられている
22	とくていこじんじょうほう	特定個人情報（番号法第2条第8項）	個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報で利用目的の限定や第三者への提供の制限など「個人情報」よりも厳格な保護措置が取られている
23	とくていこじんじょうほうのいてん	特定個人情報の移転（指針第2の９）	評価実施機関内において、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務以外の事務を処理する者の使用に供すること
24	とくていこじんじょうほうのしよう	特定個人情報の使用（指針第2の8）	特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いること
25	とくていこじんじょうほうのていきょう	特定個人情報の提供	特定個人情報を評価実施機関以外のものに供与すること
26	とくていこじんじょうほうのにゅうしゅ	特定個人情報の入手（指針第2の7）	特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報を特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いるために取得すること
27	とくていこじんじょうほうふぁいる	特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項）	個人番号をその内容に含む個人情報ファイル
28	とくていこじんじょうほうほごひょうか	特定個人情報保護評価	特定個人情報ファイルを保有しようとする又は、保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するために必要な措置を講ずることを宣言するもの
29	とくていこじんじょうほうほごひょうかしょ	特定個人情報保護評価書（指針第2の3）	規則第3条に規定する、評価実施機関が保有する特定個人情報ファイルについての特定個人情報保護評価の計画、実施状況等を記載し、または記録した書面又は電磁的記録
30	とくていこじんじょうほうほごひょうかのじっしじき	特定個人情報保護評価の実施時期	・ 特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとするとき ・ 特定個人情報に関する重大な事故等の発生により、しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は、全項目評価を実施するものと判断されたとき ・ その他の変更が生じたときは、評価書を修正する ・ 一定期間(5年)経過前に再実施するよう努める
31	とくていこじんじょうほうほごひょうかのたいしょう	特定個人情報保護評価の対象	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ただし、職員の人事、給与に関する事項又は、はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

No.	よみ	用語	定義・説明
32	とくていこじんじょうほうほごひょうかのもくてき	特定個人情報保護評価の目的	番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）を踏まえた制度上の保護措置の一つで事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止すること及び国民や住民からの信頼確保を目的とする
33	どくりつぎょうせいほうじん	独立行政法人等（番号法第2条第2項）	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する独立行政法人等
34	ひょうかじっしきかん	評価実施機関（指針第2の1）	番号法第27条及び規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する番号法第2条第14項に規定する行政機関の長等
35	ひょうかじっしきかんのちょう	行政機関の長等（番号法第2条第14項）	行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者
36	ふくほん	副本	情報提供を行う目的で中間サーバに保存される特定個人情報 中間サーバ上には、個人を識別可能な情報を保存しないため、個人番号は含まない
37	まいなぽーたる	マイナポータル（情報提供等記録開示システム）	政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする行政手続や行政機関からのお知らせの確認が可能 マイナポータルで提供される具体的なサービスは以下のとおり ① 情報提供等記録表示 情報提供ネットワークシステムを通じて住民情報のやりとりの記録を確認できる ② 自己情報表示 行政機関等が持っている自分の特定個人情報を確認できる ③ お知らせ 行政機関等から個人にあったお知らせを確認できる ④ 民間転送サービスとの連携 行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の転送サービスを活用して受け取ることができる ⑤ 子育てワンストップサービス 地方公共団体の子育てに関するサービスの検索やオンライン申請ができる ⑥ 公金決済サービス マイナポータルのお知らせを使い、ネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードの公金決済ができる ⑦ 外部システム連携 外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になる
38	みらぼ	㈱ミラボ	2013年設立の医療スタートアップ 政府は2021年2月19日、自治体が実施する新型コロナワクチンの接種を支援する「ワクチン接種記録システム（VRA）」の開発や保守について、約3億8500万円で随意契約を結んだと発表した
39	よぼうせっしゅほう	予防接種法	昭和23年法律第68号、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与することと、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることが目的